

竹富町における新型コロナウイルス感染症への対応について（第3報）

先日、八重山で初めてとなる患者が石垣市内で発生したことに対して、多くの町民の皆さまが不安に感じていることと思いますが、竹富町内で感染者を出さないためにも個人でできる感染予防対策として、石けんを使った手洗いや外出から帰った際のうがい、アルコールなどを用いた手指の消毒、マスクの着用、咳エチケットの実施そして睡眠や食事を規則正しくとって免疫力を落とさないようにすることをしっかりと行ってください。

現在、船会社に協力いただきチケット販売カウンターで実施している検温に加え、今後は、チケット販売カウンターに立ち寄らず直接回数券で高速船を利用する乗船客に対しても検温が実施できるよう準備を進めております。

町民皆さまからの電話による問い合わせを一本化し迅速に対応していくため、専用の電話番号を設置することといたしました。近日中に開設予定です。

また、万が一竹富町内で感染の疑いがある方が発生した場合は、PCR検査結果が判明するまでの間、一時的に石垣市内での滞在となりますが、町はその滞在場所となる宿泊場所を確保し、正式に契約いたしました。なお、迅速かつ安全な対応を行うため、八重山病院でPCR検査を受けられた方は必ず竹富町役場健康づくり課までご一報くださるようお願いいたします。

今後も八重山圏域での感染拡大防止と竹富町内での発症を防ぐため、とりわけ町内のサービス業を営む事業者の皆さまには、明日4月17日から5月6日までの全期間、営業自粛の措置を講じてくださるようご理解とご協力をお願いいたします。

感染症拡大による深刻さが日に日に増す中で、町民生活や社会生産活動にも大きな影響を与えています。そのことを踏まえて、少しでも町民生活や社会

生産基盤の糧となるよう竹富町独自の第一弾となる総額約1億4千万円の9つの経済対策を取りまとめました。

一つ目の対策として、保育料を免除します。町内保育所を5月6日まで休所することとし、それに伴い今年度の4月、5月、6月、7月分の4カ月分を免除いたします。

次に、町内小中学校における給食費を免除します。1学期間の給食費を免除いたします。

次に、幼稚園預かり保育副食費を免除します。おやつ代及び教材費を4月、5月、6月、7月分の4カ月分を免除いたします。

次に、水道料金、下水道料金の支払期限を延長します。4月分、5月分それぞれ3ヶ月間、支払期限の延長をいたします。

次に、軽自動車税の納期を延長します。5月1日から5月31日までの納付期限を8月31日まで延長いたします。

次に、町内港ターミナルテナント利用料金を免除します。4月、5月分を免除いたします。

次に、町有地貸付料金の支払期限を猶予します。支払期限となる5月31日を6月30日までといたします。

次に、消防団特別補償制度を創設します。これまでの補償に加え、出勤に伴い新型コロナウイルスに罹患した消防団員へ休業補償等を追加いたします。

次に、町内事業者に対する協力金を支給します。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、町が指定する4月17日から5月6日までの全期間、営業を休止する町内事業者に対し協力金を支給する制度を創設いたします。以上、9つの経済対策を実施いたします。概要については別紙のとおりです。

これらの経済対策には、予算を伴う事業が含まれております。来週中に臨時

議会を招集し、議員皆さまのご理解を得た上で速やかに実施してまいります。

最後に、八重山郡内での今後の感染拡大を抑えるためには、この1～2週間が大変重要な時期であると認識しております。町民の皆さまにおかれましては、不要不急の外出の自粛をお願いいたします。特に「密閉空間」「密集場所」「密接場面」になりやすい会合等への参加は厳に慎んでいただき、感染が疑われる環境を「つくらない」、自分自身が「うつらない」、「うつさない」そして医療体制を「まもる」ことを徹底することを引き続きお願いいたします。

令和2年4月16日

竹富町長 西大舩 高旬